呉市長退職金市民評価制度検討懇話会開催要綱

(目的)

第1条 有識者の意見を求めることを通じて市長退職金市民評価制度を構築することを目的として, 呉市長退職金市民評価制度検討懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(検討事項等)

第2条 懇話会は、前条の目的のため、意見交換を行い、必要に応じ市長に対して助言を 行うものとする。

(委員)

- 第3条 懇話会は、委員4人で組織し、その委員は次に掲げる者から選任する。
 - (1) 市長退職金市民評価制度アドバイザー 1人
 - (2) 学識経験を有する者 3人

(座長及び副座長)

- 第4条 懇話会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は前条第1号の委員をもって充て、副座長は座長が指名した者とする。
- 3 座長は、懇話会を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は市長が招集し、議事の運営は座長が行う。
- 2 市長及び座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。 (議事の公表等)
- 第6条 懇話会の構成員名簿,議事概要等(呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)第9条各号に定める非公開情報を除く。)は、ホームページ等により公表する。
- 2 委員は、懇話会で知り得た情報(前項の規定により公表する事項を除く。)をみだりに 他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が委員に 諮って定める。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。